

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁組一発第104号
令和6年3月1日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長

遊漁船業からの暴力団排除の推進について（通達）

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第39号）により、遊漁船業の登録拒否要件等に暴力団排除条項が整備され、令和6年4月1日に施行されることから、各都道府県警察にあっては、都道府県との緊密な連携の下、下記のとおり運用し、遊漁船業からの暴力団排除の推進に努められたい。

なお、本件に関しては、水産庁長官から「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）」（令和5年12月25日付け5水管第2379号）が発出されているので、参考とされたい。

記

1 概要

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）において、遊漁船業を行おうとする者は、当該業の営業所が所在する都道府県知事の登録を受けなければならないものとされているところ、今般の法改正に伴い、遊漁船業の登録・更新の拒否要件、取消要件等に暴力団排除条項が整備されたもの。

また、遊漁船業登録には、漁場への案内及び当該漁場における水産動植物の採捕に係る利用者の安全管理等の業務を行う者で農林水産省令で定める基準に適合するもの（以下「遊漁船業務主任者」という。）を選任することが要件とされているところ、法改正による遊漁船業登録の厳格化に合わせ、遊漁船業務主任者の欠格要件を定める遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号。以下「施行規則」という。）にも暴力団排除条項が整備されたもの。

2 排除対象者

(1) 遊漁船業の登録・更新

- ア 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第6条第1項第10号）
- イ 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が暴力団員等に該当するもの（法第6条第1項第11号）
- ウ 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（法第6条第1項第12号）

エ 暴力団員等がその事業活動を支配する者（法第6条第1項第13号）

(2) 遊漁船業務主任者の選任の基準（施行規則第14条第2項第2号）

ア 暴力団員等

イ 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が暴力団員等に該当するもの

3 都道府県警察の対応

(1) 照会に対する回答

遊漁船業の登録（更新を含む。）を受けようとする者若しくは登録事業者又は遊漁船業務主任者に選任される者（以下「登録申請者等」という。）が、2の排除対象者に該当するか否かについて確認する必要がある場合は、都道府県の担当課の長（以下「都道府県担当課長」という。）から警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対して照会が行われることから、照会を受けた暴力団対策主管課長等は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（令和6年2月26日付け警察庁丙組組一発第26号）に基づき、適切に対応すること。

また、文書により回答する場合には、別記様式第1号「回答書」を使用すること。

(2) 通知

暴力団対策主管課長等は、3(1)による照会のほか、登録申請者等が、2の排除対象者に該当する事実を把握した際は、都道府県担当課長に対する積極的な通知を行うこと。

なお、文書により通知を行う場合には、別記様式第2号「通知書」を使用すること。

4 保護対策

都道府県の担当課の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、適切な助言、指導等を行うとともに、関係者の保護等必要な措置を講ずること。

別記様式は省略